

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年12月17日)

- 若桜下三河線バイク転倒事故損害賠償請求事件に係る判決について
【道路企画課】……………2ページ
- 高速道路のミッシングリンクを解消し日本の再生を実現する10県知事会議の要望について
【道路企画課】……………3ページ
- 山陰道北条道路の事業再評価について
【道路企画課】……………4ページ
- 高規格道路「江府三次道路」国道183号^{かっかけ}鍵掛峠道路の事業再評価について
【道路企画課】……………5ページ
- 県道大山佐摩線(大山町豊房～今在家)のバイパス区間の供用開始について
【道路建設課】……………6ページ
- 街路両三柳中央線のバイパス区間の暫定供用開始について
【道路建設課】……………7ページ
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【技術企画課、道路企画課、道路建設課、河川課、治山砂防課】……………8ページ

県 土 整 備 部

若桜下三河線バイク転倒事故損害賠償請求事件に係る判決について

令和6年12月17日

道路企画課

標記裁判の判決が令和6年12月9日にありましたので、その内容等について報告します。

＜判決：龍野簡易裁判所＞

(主) 若桜下三河線バイク転倒事故損害賠償請求事件（令和4年（ハ）第65号）

【敗訴】

主文

- 1 被告は原告に対し、54万2,929円及びこれに対する令和4年5月4日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを10分し、その1を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

1 判決の概要

- (1) 本件くぼみから砂利等が流出したとは認められず、本件砂利等の発生源は明らかとはいえないものの、本件くぼみを介して本件道路の下り方面に本件砂利等が広がったものと推認される。本件くぼみが存在することにより、本件砂利等の状態を形成したものと認められることから、本件道路には瑕疵があったと認められる。
- (2) 県は、本件事故が発生する10か月以上前から本件くぼみの存在を認識していたのであるから、本件くぼみに起因する危険性についての予見可能性があったと認められる。
- (3) 本件くぼみの補修は、本件事故が発生するよりも前に行うことが可能であったと認められるから、県において、本件事故を回避することは可能であったと認められる。
- (4) 原告は、左側通行義務に違反して本件道路の中央付近を走行した過失が認められるから、県の瑕疵修補義務と本件事故との因果関係を認めた上で、原告の過失割合を10%とする。

2 今後の対応方針

判決理由を精査中です。

3 訴訟の概要

- (1) 原告 個人（兵庫県宍粟市）
- (2) 被告 鳥取県（代表者 知事 平井 伸治）
- (3) 請求の趣旨
 - ア 被告は原告に対し、60万2,810円及びこれに対する令和4年5月4日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
 - イ 訴訟費用は被告の負担とする。との判決並びに仮執行宣言を求める。
- (4) 請求の原因
 - ア 事実経過等
令和4年5月4日午後3時頃主要地方道若桜下三河線において、原告運転の大型自動二輪車が転倒し、同車両が破損するとともに、原告が負傷したもの。
 - イ 原告の主張概要
本件事故現場は、深さ約10cmのくぼみが幅約80cmにわたって存在し、さらに同くぼみから流れ出した砂利等によって非常に滑りやすい状況になっていたにもかかわらず、補修工事や警告措置を怠ったことにより本件道路の設置又は管理に瑕疵があったとして、国家賠償法第2条第1項により車両修理代及び治療費等の支払を求める。

高速道路のミッシングリンクを解消し日本の再生を実現する 10 県知事会議の要望について

令和 6 年 12 月 17 日
道 路 企 画 課

高速道路のミッシングリンクを有する 10 県（山形県・福井県・和歌山県・鳥取県・島根県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県・宮崎県）の要望活動を実施しましたので、その概要を報告します。

1 要望日時等

日 時：令和 6 年 11 月 26 日（火） 10 時 45 分～10 時 53 分

要望先：国土交通省：高見康裕 大臣政務官

要望者：鳥取県：平井伸治 知事

宮崎県：河野俊嗣 知事

愛媛県：中川逸朗 参与

山形県：小林 寛 県土整備部長

山口県：大江真弘 土木建築部長

福井県：萩原雅広 東京事務所長

島根県：大谷幸生 東京事務所長

徳島県：森吉雅史 東京本部長

高知県：前田和彦 東京事務所長

※ 和歌山県は欠席

2 主な要望内容

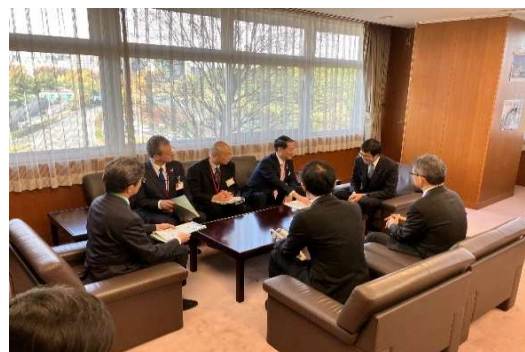
- ・大規模災害に備え国土強靱化を進めるため、ミッシングリンクの早期解消を図ること。
- ・個性を活かした地域づくりと分散型国づくりを推進するため、未事業化区間の計画段階評価などの速やかな実施と早期事業化を図ること。
- ・新たな財源の創設等により、令和 7 年度道路関係予算は、資材価格などの高騰も加味した上で、所要額を満額確保すること。
- ・防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策について、令和 6 年度補正予算において例年を大幅に上回る規模で必要な予算・財源を確保すること。また、国土強靱化実施中期計画を令和 6 年度内に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- ・「高速道路における安全・安心基本計画」において 4 車線化の優先整備箇所として位置付けられた区間の早期整備を図ること。

3 発言要旨

<国交省：高見大臣政務官>

- ・ミッシングリンクの解消は地方創生の基礎となるもの。
- ・防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策など、引き続きしっかり予算を確保して前に進めていきたい。
- ・5 か年加速化対策後の国土強靱化実施中期計画の策定について、最大限加速化して努力している。

4 要望時の様子



山陰道北条道路の事業再評価について

令和6年12月17日
道路企画課

国土交通省が整備中の山陰道北条道路（L=13.5km）について、令和6年12月4日に開催された中国地方整備局事業評価監視委員会において事業の継続が審議され、「継続が妥当」と意見集約されましたので報告します。

1 国の対応方針（事業評価監視委員会に諮られた原案）

- ・事業の必要性・重要性は変わらないと考えられるため、今後も**事業継続が妥当**である。
- ・事業進捗率46%（R6年度末見込）

	事業諸元	総事業費	事業期間
前回（R3年度）評価	L=13.5km	約524億円	10年（H29～R8）
今回再評価	L=13.5km	約843億円	13年（H29～R11 ^{※1} ）
増減	—	+約319億円	+3年

※1：今回の再評価においては、事業期間がR11年度まで延伸されるが、**全線開通時期とは整合しない。全線開通時期は、工程精査の上改めて国から正式に発表がある予定である。**

2 事業費増の内容

<増額の内訳>

内容	増加額	備考
(1) 土質改良の追加	約127億円	・他事業との調整により積込・運搬が必要になった。 ・盛土材の一部に土質改良が必要となった。
(2) 橋梁詳細設計による杭長の延伸	約52億円	・地質調査を行ったところ、想定していた深度で支持層が確認されず、杭基礎の杭長の延伸が必要となった。
(3) 変位緩衝孔の追加	約7億円	・軟弱地盤対策により周辺道路への影響が確認され、振動や変位を吸収する補助工を追加する必要性が生じた。
(4) 先行掘削の追加	約3億円	・軟弱地盤対策の施工に伴い、一部固い砂層が確認されたため、補助工として先行掘削を追加する必要性が生じた。
(5) 軟弱地盤対策の追加	約32億円	・地質調査の結果、一部粘性土・腐植土からなる埋土層が確認されたため、固結工を追加する必要性が生じた。
(6) 地中障害物の出現による撤去費の追加	約22億円	・軟弱地盤対策箇所から、転石や木根などの障害物が出現したため、障害物の撤去を追加する必要性が生じた。
(7) 労務費・物価上昇による増額	約76億円	・資機材や労務単価上昇により、増額の必要性が生じた。
合計	約319億円	

<直轄負担金の増加額>

	前回（R3年度）評価	今回再評価	増加額
全体事業費	約524億円	約843億円	約319億円
直轄負担金（試算）	約94億円	約152億円	約58億円

3 事業期間の延長理由

- ・軟弱地盤対策箇所から転石や木根などの障害物が出現したことに伴い、**地中障害物の調査・把握の実施と、その後の撤去作業に要する期間が3年程度必要となるため。**

4 県の対応（国の対応方針原案に対して本県が提出した意見の概要）

- ・事業継続について異存なし。
- ・事業費の増加は、事前に予見不可能な内容で、道路の安全性や強靱性確保の観点からやむを得ないものとする。
- ・令和8年度全線供用から、はわいIC～北条IC（仮称）の部分供用に見直しとなったが、引き続きコスト縮減と安全確保を図りつつ、一日も早い供用開始にご尽力いただくようお願いしたい。
- ・北条IC（仮称）～大栄東伯ICを含めた全線開通が大幅に遅延することがないように工程精査をお願いする。

5 その他

- ・国交省は、現在軟弱地盤対策等を実施しているが、北条IC以西において地中障害物が数多く出現し、その調査・把握、撤去作業に時間を要することから、以下のとおり開通時期の見直しを発表

▼令和6年11月11日(月) 国交省倉吉河川国道事務所記者発表

- 《見直し前》はわいIC～大栄東伯IC 令和8年度開通予定
- 《見直し後》はわいIC～北条IC 令和8年度開通予定^{※2}
北条IC～大栄東伯IC 工程精査中

※2 埋蔵文化財調査及び大規模橋梁工事・軟弱地盤対策工事が順調に進捗した場合

高規格道路「江府三次道路」 国道183号^{きっかけ}鍵掛峠道路の事業再評価について

令和6年12月17日
道路企画課

国土交通省が直轄権限代行により事業中の国道183号鍵掛峠道路（L=12.0km）について、令和6年12月4日に開催された中国地方整備局事業評価監視委員会において事業の継続が審議され、「継続が妥当」と意見集約されましたので報告します。

1 国の対応方針（事業評価監視委員会に諮られた原案）

- ・事業の必要性・重要性は変わらないと考えられるため、今後も**事業継続が妥当**である。
- ・事業進捗率63%（R6年度末見込）

	事業諸元	総事業費	備考
前回(R5年度)評価	L=12.0km	約493億円	うち鳥取県 約180億円
今回再評価	L=12.0km	約523億円	うち鳥取県 約196億円
増減	—	+約30億円	うち鳥取県 +約16億円

2 事業費増の内容

<増額の内訳>

内容	増加額	備考
(1) トンネル切羽被圧水対策	約19億円	トンネル工事において突発湧水が発生したため、切羽被圧水対策及び天端崩落対策が必要となった。
(2) 水源地の改修	約1億円	突発湧水により浄水場の水源水位が低下したため、「浄水場井戸の改修」、「給水車による生活用水の確保」等の対応を行った。
(3) 労務費・物価上昇による増額	約10億円	資機材や労務単価上昇により、増額の必要が生じた。
合計	約30億円	

<直轄負担金の増加額>

	前回(R5年度)評価	今回再評価	増加額
全体事業費	約493億円	約523億円	約30億円
うち鳥取県	約180億円	約196億円	約16億円
直轄負担金(試算)	約32億円	約35億円	約3億円

3 県の対応（国の対応方針原案に対して本県が提出した意見の概要）

- ・事業継続について異存なし。
- ・事業費の増加は、事業計画段階では予見不可能な内容で、工事の安全性確保と周辺地域への影響を考慮するとやむを得ないものとする。しかし、コスト縮減と安全確保を図りつつ、鳥取県側区間の部分開通が大幅に遅延することがないように工程精査をお願いする。

4 その他（事業期間）

- ・昨年度の事業評価において事業期間が3年程度延びるとされたが、鳥取県側区間はこれまで通り令和7年度に部分供用する見通しが示されていた。今回、県境トンネル掘削工事に伴う湧水対策工などの追加により工程に遅れが生じたため、令和7年度の部分供用見通しは取り下げられ、現在工程精査中とされている。

(参考：位置図)



県道大山佐摩線（大山町豊房～今在家）のバイパス区間の供用開始について

令和6年12月17日
道路建設課

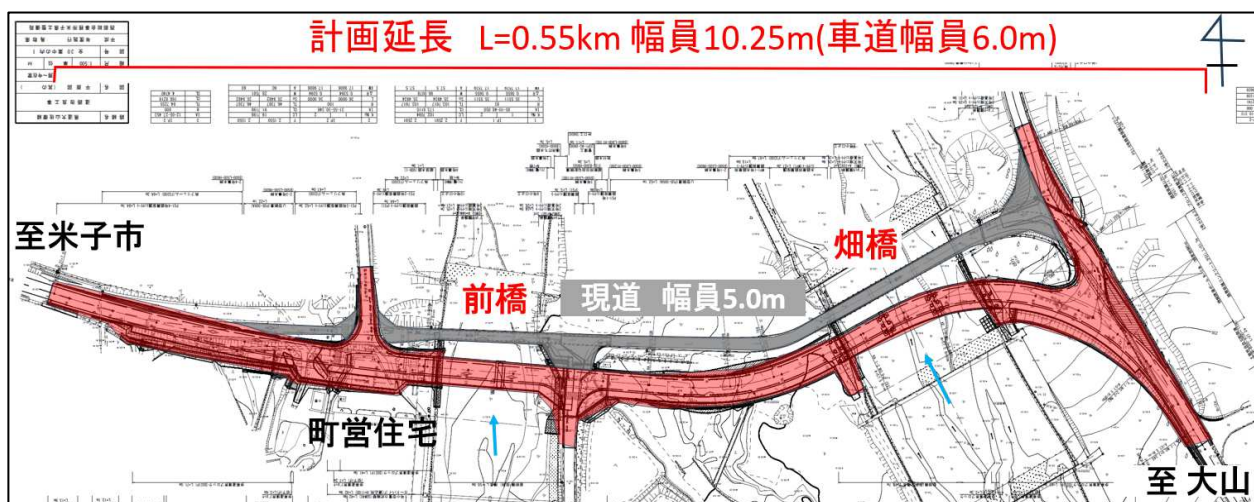
幅員が狭小で線形の悪い現道区間の改良を目的として平成27年度から整備を推進してきた県道大山佐摩線（大山町豊房～今在家）のバイパス区間について、下記のとおり供用を開始しましたので報告します。

これにより、車両のすれ違いが困難な幅員狭小区間の解消が図られるとともに、老朽した橋梁を架け替えることで、地域の安全性・利便性が向上しました。

記

- 1 供用開始日時 令和6年12月12日（木）午後5時
- 2 事業概要
 - (1) 延長 0.55 km
 - (2) 幅員 10.25m（車道3.0m×2車線+歩道2.5m+路肩1.75m）
 - (3) 総事業費 約14.8億円
 - (4) 事業期間 平成27年度～令和7年度 ※令和7年度は旧橋撤去予定

<位置図>



街路両三柳中央線のバイパス区間の暫定供用開始について

令和6年12月17日
道路建設課

幅員が狭小ながら現道拡幅が困難な人家連担部のバイパス整備と自転車歩行者道の設置による安心安全な通行の確保を目的として、平成26年度から整備を推進してきた街路両三柳中央線(一般県道東福原樋口線)のバイパス区間を下記のとおり暫定的に供用開始しましたので報告します。

これにより、歩道のない現道の交通がバイパスに転換され、地域の安全性・利便性が向上しました。

記

1 暫定供用開始日時 令和6年12月11日(水) 午後3時

2 事業概要

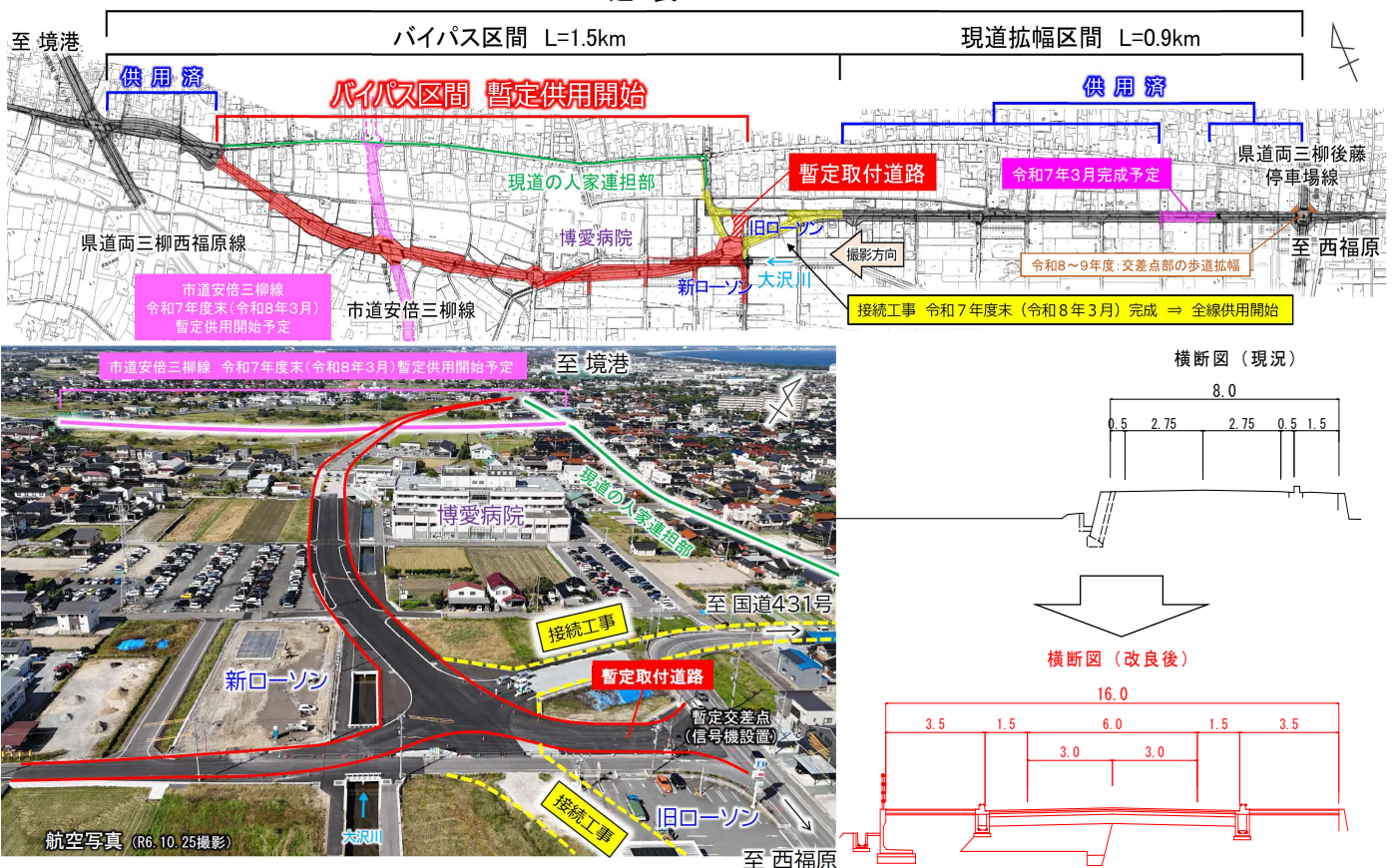
- (1) 延長 2.4km (バイパス区間 1.5km + 現道拡幅区間 0.9km)
- (2) 幅員 16.0m (現道幅員: 幅員 5.9~8.0m、1~2車線)
車道幅員 3.0m、停車帯幅 1.5m、自転車歩行者道幅員 3.5m
- (3) 総事業費 約52億円
- (4) 事業期間 平成26年度~令和9年度

3 今後の予定

- ・暫定供用開始後に本事業で移転補償したローソンの営業が旧店舗から新店舗に切り替わり、旧店舗の除却が完了した後にバイパス区間と現道拡幅区間の接続工事を実施します。
 - ・接続工事の完成と全線完成供用(車道部)は令和7年度末(令和8年3月)を予定しています。
- ※ 令和8~9年度は交差点部の歩道拡幅工事を予定

<位置図>

延長 L=2.4km



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
道路企画課 〔鳥取県土整備事務所〕	県道鳥取国府岩美線(栃本橋)耐震補強工事(補助橋補修)	鳥取市 国府町 栃本	株式会社藤原組 取締役社長 藤原 正	101,970,000円 (予定価格) 111,452,000円	令和6年11月7日 ～ 令和7年7月15日	令和6年11月7日	制限付 一般競争入札 (3社)
道路建設課 〔中部総合事務所 県土整備局〕	国道313号(北条倉吉道路延伸)橋梁上部工事(本線橋(仮称))(補助改良)(その2)	東伯郡 北栄町 弓原	株式会社横河ブリッジ大阪支店 支店長 片山 憲一	419,100,000円 (予定価格) 425,511,900円	令和6年11月12日 ～ 令和8年3月13日	令和6年11月11日	技術提案評価型 総合評価競争入札 (1社)
道路建設課 〔西部総合事務所 日野県土整備局〕	国道180号(福長～菅沢工区)橋梁上部工事(1号橋)(交付金改良)	日野郡 日野町 福長	株式会社駒井ハルテック中国営業所 所長 五十嵐 賢	253,770,000円 (予定価格) 276,943,700円	令和6年11月26日 ～ 令和8年3月16日	令和6年11月25日	簡易評価Ⅱ型 総合評価競争入札 (4社)
河川課 〔八頭県土整備事務所〕	八東川河川改修工事(大隼橋下部工)(交付金)	八頭郡 八頭町 市谷 ～ 福井	山陰建設株式会社 代表取締役 上田 正人	118,800,000円 (予定価格) 129,215,900円	令和6年11月6日 ～ 令和7年7月30日	令和6年11月6日	制限付 一般競争入札 (1社)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
技術企画課 〔鳥取県土整備事務所〕	佐治川河川災害復旧工事(R5年災141号)	鳥取市 佐治町 古市～ 刈地	YAHATA株式会社 代表取締役 中山 忠雄	(当初契約額) 179,850,000円	令和6年3月25日 ～ 令和6年12月20日	(当初契約年月日) 令和6年3月25日	-
					(変更後工期) 令和7年3月25日	(第1回変更契約年月日) 令和6年11月28日	工事用進入路の設置位置について、地元農道管理者との調整の結果、工事用進入路の位置変更が必要となったことによる工期の延伸
技術企画課 〔鳥取県土整備事務所〕	佐治川河川災害復旧工事(R5年災135号、140号、142号、144号)	鳥取市 佐治町 河本外	やまこう建設株式会社 代表取締役社長 鶴石 健治	(当初契約額) 114,400,000円	令和6年3月28日 ～ 令和6年12月2日	(当初契約年月日) 令和6年3月28日	-
					(変更後工期) 令和7年2月28日	(第1回変更契約年月日) 令和6年11月29日	近接する他工事(企業局佐治発電所設備工事)との交通規制に関する工程調整及び、土砂流用に関する他工事との調整に伴う工期の延伸
技術企画課 〔鳥取県土整備事務所〕	袋川外河川災害復旧工事(R5年災96号及び205号)及び県道上地中河原線道路修繕工事	鳥取市 国府町 木原外	株式会社興洋工務店 代表取締役 野藤 悦男	(当初契約額) 98,450,000円	令和6年3月28日 ～ 令和6年11月26日	(当初契約年月日) 令和6年3月28日	-
				(第1回変更後契約額) 105,326,100円 (変更額) 〔6,876,100円〕	(変更後工期) 令和7年2月18日	(第1回変更契約年月日) 令和6年11月20日	・近傍の工事との調整の結果、別の現場から土砂運搬を行ったことによる工事費の増 ・増水に伴う作業中断及び仮設の復旧が必要となったことによる工期の延伸

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
道路建設課 (中部総合事務所 県土整備局)	国道313号(倉吉関金道路)改良工事(小鴨工区)(46工区)(補助改良)	倉吉市 小鴨	株式会社クラエー 代表取締役 西村 博文	(当初契約額) 88,440,000円	令和6年1月15日 ～ 令和6年9月24日	(当初契約年月日) 令和5年12月22日	-
				(第1回変更後契約額) 99,998,800円 (変更額) 〔11,558,800円〕	(変更後工期) 令和6年11月18日	(第1回変更契約年月日) 令和6年9月20日	・舗装工事にICT施工を活用したこと、植生工を追加したこと等による工事費の増 ・本工事区域内を他工事車両が出入りする必要があるため、一部工程が制約されたことによる工期の延伸
				(第2回変更後契約額) 101,125,200円 (変更額) 〔1,126,400円〕		(第2回変更契約年月日) 令和6年11月11日	ガードレール建込箇所に転石が含まれていたため、部分的に岩掘削機を併用したことによる工事費の増
道路建設課 (西部総合事務所 米子県土整備局)	国道181号(佐川～根雨原工区)改良工事(3工区)(防災安全交付金)(国補正)	日野郡 江府町 佐川	有限会社原明建設 代表取締役 原明 幸路	(当初契約額) 139,700,000円	令和6年3月11日 ～ 令和6年12月20日	(当初契約年月日) 令和6年3月8日	-
				(第1回変更後契約額) 143,303,600円 (変更額) 〔3,603,600円〕		(第1回変更契約年月日) 令和6年11月8日	硬岩掘削(静的破碎工法)について、当初想定していたよりも岩盤が硬質であったことから、適用歩掛を変更したことに伴う工事費の増
河川課 (鳥取県土 整備事務所)	塩見川広域河川改修工事(8工区)(国補正)	鳥取市 福部町 細川	やまこう建設株式会社 代表取締役社長 鶴石 健治	(当初契約額) 180,950,000円	令和6年2月26日 ～ 令和6年11月18日	(当初契約年月日) 令和6年2月26日	-
				(第1回変更後契約額) 209,936,100円 (変更額) 〔28,986,100円〕	(変更後工期) 令和7年1月31日	(第1回変更契約年月日) 令和6年11月15日	・事業進捗を図るため、地盤改良工を追加施工したことによる工事費の増 ・追加施工に伴う工期の延伸

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
治山砂防課 鳥取県土整備事務所	見生寺谷川砂防工事(堰堤工)	鳥取市青谷町紙屋	吾妻商事株式会社 代表取締役 山本 明英	(当初契約額) 86,240,000円	令和5年8月29日 ～ 令和6年3月15日	(当初契約年月日) 令和5年8月29日	-
					(変更後工期) 令和6年7月31日	(第1回変更契約年月日) 令和6年3月14日	掘削後に法面崩壊が発生したため、対応方法の検討に期間を要することによる工期の延伸
				(第2回変更後契約額) 133,262,800円 (変更額) 47,022,800円	(変更後工期) 令和6年12月20日	(第2回変更契約年月日) 令和6年6月14日	・法面崩壊の対応のため、追加の掘削が必要となったことによる工事費の増 ・追加掘削に伴う工期の延伸
					(変更後工期) 令和7年3月14日	(第3回変更契約年月日) 令和6年11月29日	法面崩壊対策として仮設モルタル吹付工を施工したことによる工期の延伸
治山砂防課 西部総合事務所 米子県土整備局	佐陀川砂防堰堤(K1)工事(7工区)(補助)(国補正)	西伯郡伯耆町丸山	株式会社エイ・エイチ・エイ 代表取締役 幡原 淳	(当初契約額) 168,190,000円	令和6年2月9日 ～ 令和6年12月11日	(当初契約年月日) 令和6年2月8日	-
					(変更後工期) 令和7年1月31日	(第1回変更契約年月日) 令和6年11月15日	INSEM-DWの中詰材投入にクレーンを使用すること及び、小崩落を起こした掘削法面への対策検討と作業が追加となることによる工期の延伸

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

県土整備部

主 務 課	工 事 名	工事場所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契 約 年 月 日	変 更 理 由
治山砂防課 〔西部総合事務所 米子県土整備局〕	赤松地区復旧治山工事 (13工区)(国補正)	西伯郡 大山町 赤松	株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	(当初契約額) 70,202,000円	令和6年3月21日 ～ 令和6年11月21日	(当初契約年月日) 令和6年3月19日	-
				(第1回変更後契約額) 134,897,400円 (変更額) 〔 64,695,400円 〕		(第1回変更契約年月日) 令和6年6月27日	隣接区間に不安定な斜面状況が確認されたため施工延長を追加したこと、ICT活用に必要な経費を追加計上したこと等による工事費の増
				(第2回変更後契約額) 142,293,800円 (変更額) 〔 7,396,400円 〕	(変更後工期) 令和7年3月13日	(第2回変更契約年月日) 令和6年11月14日	・法面掘削作業において掘削線を変更し掘削量の増が必要となったこと等による工事費の増 ・ICT活用工事の施工数量増等に伴う工期の延伸
治山砂防課 〔西部総合事務所 日野県土整備局〕	狐峪砂防堰堤工事(堰堤工)	日野郡 日南町 丸山	サワタ建設株式会社 代表取締役 澤田 信介	(当初契約額) 99,440,000円	令和6年3月4日 ～ 令和6年11月20日	(当初契約年月日) 令和6年3月4日	-
				(第1回変更後契約額) 100,062,600円 (変更額) 〔 622,600円 〕		(第1回変更契約年月日) 令和6年8月19日	掘削後の法面の土質が脆弱だったため、浸食防止工を追加したことによる工事費の増
				(第2回変更後契約額) 99,742,500円 (変更額) 〔 △320,100円 〕		(第2回変更契約年月日) 令和6年9月13日	現地精査の結果により、管理用道路の小段排水工の施工延長が、当初設計数量より減ったことによる工事費の減
				(第3回変更後契約額) 100,164,900円 (変更額) 〔 422,400円 〕	(変更後工期) 令和6年12月27日	(第3回変更契約年月日) 令和6年11月19日	・伐木量が当初想定より増えたことによる工事費の増 ・伐木工の施工数量増等に伴う工期の延伸